

お客様各位

平成26年7月1日

今年は遅い梅雨入りとなり、じめじめした日が続いておりますが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

サッカーワールドカップは惜しい結果でしたが、私の地元三田出身の岡崎選手のゴールがうれしいです。そう言えば、4年前の通信でも岡崎選手の活躍を書いていました。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の税務～納期特例の源泉徴収税額の納付
2. 今月の社会保険事務について
3. 労働法制の動向について

## 1. 今月の税務～納期特例の源泉徴収税額の納付

所得税の源泉徴収税額の納付について、「従業員数が常時10人未満」であり、かつ、納期の特例の承認を受けている事業所では、1月から6月に支払った給与や退職金などから徴収した源泉徴収税額の納付期限が7月10日までです。

6月の給料支払と並行して社会保険の定時決定作業を進めていくと効率的に処理できます。

また、特別徴収個人住民税の第1回目（6月分）の納付期限も7月10日です。

## 2. 今月の社会保険事務について

7月は社会保険関係の事務締切りが沢山あります。

### ①賞与支給に伴う健保・厚年の保険料の納付

6月に賞与を支給し、年金事務所等に「健康保険・厚生年金保険賞与支払届」を提出した企業では、7月の納入告知書に、賞与に係る負担分も加算された保険料額が記載されています。記載金額を確認して納付して下さい。

なお、保険料の計算基礎となる標準賞与額の上限は、健康保険が年度（4月1日から翌年3月31日までの年度累計額）で540万円、厚生年金保険が1か月当たり150万円ですので、給料設計で賞与をそれ以上にすると社会保険料が節約できることになります。

### ②健保・厚年の被保険者報酬月額算定基礎届の提出

被保険者報酬月額算定基礎届（いわゆる定時決定）の提出期間（窓口での受付）は、7月10日までです。ただし、届出先の事務処理の都合上、会社ごとに提出日を決めたり締切日を早めているケースもありますので、ご注意下さい。

提出対象者は、原則として7月1日現在の被保険者全員です。通常は定期昇給などに伴う被保険者報酬月額変更届の提出者も含まれますが、対象外のケースもあります。

### ③労働保険の年度更新の締切り

7月10日は労働保険概算・確定保険料申告書の提出・納付（いわゆる年度更新手続き）の締切日です。

石綿健康被害救済のための一般拠出金（料率は1,000分の0.02）と併せて申告・納付を行いません（この拠出金については、特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主については申告・納付の対象外となりま

す)。

また、毎年6月1日現在の高年齢者、障害者の雇用状況(役員・兼務役員を除く)を報告することが義務付けられています。いずれの報告書も管轄のハローワークに対し、7月15日までに提出するのが原則です。ただし、実務上、多くのハローワークが提出期限を早めているので注意してください。

### 3. 労働法制の動向について

6月の国会で平成26年度の労働法改正法案が成立しました。

労働者派遣法について、結局今回は廃案となり、来年度国会で再提出される見込みです。原因は単なる法案の記載ミスを野党に突かれたようで、特定派遣の廃止は1年先送りされたと考えられます。

その他、有期雇用について、専門職の有期雇用期間の上限を5年から10年とすることや、定年後の再雇用は有期雇用の対象外とする案は継続審議となっています。

実際に成立したのは、雇用保険法の育児休業中の給付額が従来は賃金の50%であったものが67%に引き上げられることです。少子化対策として緊急、かつ賛同を得やすいものが優先された感があります。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

### 坂田公認会計士事務所

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通4-1-8 ITCビル 408号室

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 078-862-1229 FAX 078-862-1282

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>